

広島県告示第六百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
観音谷地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		竹原市	
町		吉名町	
大字			
字	半迫	郷	半迫
地番	一三七番三	甲一〇三二七番三 地先	甲一〇三二七番二
標柱番号	標柱一号	標柱二号	標柱三号及び四号
			標柱五号